

不当廉売関税の課税に関する調査の結果について

I. 経緯

平成 25 年

- ・ 12 月 17 日 三井化学株式会社が不当廉売関税の課税申請

平成 26 年

- ・ 2 月 14 日 調査開始、利害関係者等へ質問状を送付
- ・ 10 月～11 月 現地調査を実施
- ・ 12 月 4 日 仮の決定
- ・ 12 月 24 日 暫定的な不当廉売関税の発動政令の公布
- ・ 12 月 25 日 暫定的な不当廉売関税の賦課（4 ヶ月間）

平成 27 年

- ・ 1 月 15 日 重要事実の開示
- ・ 2 月 12 日 調査期間の延長（4 ヶ月間）

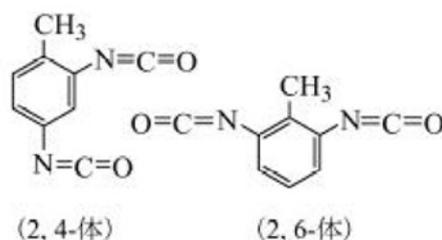
（参考）暫定的な不当廉売関税の賦課

不当廉売されたトルエンジイソシアナートの輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、平成 26 年 12 月 25 日から、69.4%の暫定的な不当廉売関税を賦課（平成 27 年 4 月 24 日までの 4 ヶ月間）。

II. 調査結果の概要

1. 調査対象貨物

トルエンジイソシアナート（石油由来の無色の液体。自動車座席、寝具等のポリウレタン軟質フォームの材料に利用される。）



2. 調査対象期間

不当廉売輸入の事実	平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日
（市場経済の条件が浸透している事実	生産者の会社設立の時～平成 25 年 9 月 30 日）
損害の事実	平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

3. 調査対象国

中華人民共和国

4. 不当廉売（ダンピング）された貨物の輸入の事実

不当廉売差額については、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の供給者に対して質問状を送付したが、指定された期限までに必要な情報が提供されなかったことから、調査当局が「知ることができた事実」によって認定した。

正常価格（輸出国の国内価格等）については、中国のいずれの生産者からも、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったことから、代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格に基づき算出した（注1）。

また、本邦への輸出価格については、中国における輸出貿易統計データに基づいて算出した。

その結果、本邦への輸出価格と正常価格を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。算出された不当廉売差額率は74.67%であった（注2）。

（注1）市場経済の条件

平成13年の中国のWTO加盟議定書に基づく特例措置により、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合には、比較可能な最も近い経済発展段階にある国の国内販売価格等を正常価格として比較を行うもの。

$$\text{（注2） 不当廉売差額率（\%）} = \left(\frac{\text{（正常価格} - \text{輸出価格）}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$$

5. 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える損害の事実

不当廉売された貨物の輸入が、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、不当廉売された貨物の輸入の増加、当該貨物の輸入が、本邦の産業の調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格に与える影響及び本邦の産業に及ぼす影響について検討した。

国内需要が微減する中、平成23年度以降、中国から本邦へ不当廉売された貨物の輸入量が大幅に増加し、国産品の販売量、国内販売価格ともに低下したため売上高が減少した。その一方で主な原材料価格が上昇することにより、製造原価が上昇する中、当該上昇分を販売価格に転嫁できなかったこともあり、営業利益が赤字となった。

これらのこと等から、不当廉売された貨物の輸入による、本邦の産業に与える実質的損害等が認められた。

また、第三国からの輸入量及び価格等につき検討を行ったところ、これらが本邦の産業に対して損害を与えたとは認められなかった。従って、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に損害を与えたとする因果関係が認められた。

(表1) 本邦の産業の状況

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	22→24 変化概要
中国からの輸入量 (MT)	0	3,704	14,039	全増
国内需要量	【100】	【98】	【95】	▲5%
国内販売量	【100】	【90】	【76】	▲24%
市場占拠率	【100】	【90】	【80】	▲20%
国内取引価格	【100】	【96】	【95】	▲5%
製造原価	【100】	【103】	【107】	7%
営業利益	【100】	【▲16】	【▲118】	正→負
価格比 (%)	-	70~85	70~85	

(注3) 【 】内の数字は平成22年度を100として換算したもの

(注4) 価格比 (%) = (中国からの輸入貨物の本邦における販売価格 / 本邦産の同種の貨物の本邦における販売価格) × 100

Ⅲ. 不当廉売関税の賦課

関税定率法第8条第1項では「不当廉売された貨物の輸入の事実」、「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」及び「本邦の産業を保護する必要」が認められるときは、不当廉売関税を課することができると規定している。

上記のとおり、「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」が認められ、本邦の産業は中国から不当廉売された貨物の輸入の不公正な貿易取引により損害を受けている状況にある。

また、調査対象貨物の輸出者から政府に対して、当該貨物の不当廉売による本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に、輸出する価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申し入れがなく、調査終了後に不公正な貿易取引の状況の是正が見込まれる状況とはなっていないことから、「本邦の産業を保護する必要」が認められる。

したがって、不当廉売関税を69.4%、期間をWTO協定及び法令で認められた期間内である5年とし、不当廉売関税を賦課することが適当である。

なお、昨年12月25日から本年4月24日までの間、暫定措置として課している69.4%の不当廉売関税についても、調査結果を踏まえ、確定措置とすることが適当である（関税定率法第8条第2項第1号）。